

令和5年度 第1回長野県教科用図書選定審議会 議事録

- 1 日時：令和5年4月19日（水）午後1時～午後3時
- 2 会場：長野県庁3F 特別会議室
- 3 出席者 ○委員：小野委員、北村委員、木村委員、久保田委員、鈴木委員、熊谷委員、馬島委員、御手洗委員、宮下委員、西澤委員、西原委員、水口委員、本山委員
○幹事：曾根原教育次長、臼井学びの改革支援課長 他

4 内容

(1) 議事

①調査員の任命について

調査員の名簿については非公開

②採択基準について

○小学校用教科書

【事務局】（小学校用教科書の採択基準について説明）

【水口会長】ただいま説明のありました採択基準について質問等ありますか。

【熊谷委員】基本的に今までの採択基準と大きな変更はないと思いますが、今度の教科書には、QRコード等で子供たちがタブレット等で教科書に書いてあるところから、さらに深く見えるような教科書のつくりをしている教科書会社が増えている、ということを目にしています。その部分は採択基準には入らないようにしていくのか、学習活動への誘意性の中に、本文、見出し、提示文等の表現とありますが、その中に含まれていると考えた方がいいのか、その辺はどのように考えていけばいいのでしょうか。

【臼井幹事】今ご指摘いただいた点は、今回恐らく全ての教科書でQRコード等、デジタル教材や、そういったこととの関連性が示されているであろう、ということが予想されております。今ご指摘いただきました2の二つ目の○、提示文等の表現、さし絵、写真等々の中に、表示の適切さ、あるいは、どのように工夫されて見やすくしているかということも含めて、考えていけばよいのではないかと事務局では考えているところでございます。

【熊谷委員】そういった場合には、例えばQRコードの先に見える動画であったり、写真であったりとかは、判断の内容に含めるのか含めないのか、調査員の皆さん方も迷うところかと思いますが、その辺はどう判断したらよろしいのでしょうか。

【臼井幹事】その先にあるものにつきましては、教科書ではなくなってしまう部分で、今回は教科用図書として見ていくので、そういったものがリンクしやすいような見せ方になっているのかということも教科用図書としてご審議いただくということで、そこから先のもは検定外になるものも場合によってはあるかもしれませんので、中を見ながらにもなりますが、その先にあるものをチェックしていくということは教科用図書の審議の範囲ではないのかと思っております。

【熊谷委員】分かりました。

【水口会長】今ご質問のありましたQRコードのことや、それ以外のことでも、ご質問や確認したい事柄等ありましたらお願いします。

【水口会長】先ほどお話がありましたQRコード等のことについてですが、どこで内容の審議はなされるのでしょうか。

【臼井幹事】それにつきましては、まさに授業で使用する際に、どのように使用をするかを考えるということになりますので、これをどこかで審議して、これはこういう内容でいい、とかいけない、ということは、教科用図書の範囲を超えていますので、授業を行う側、学校で活用する側がどのように活用するかを考える範疇に入ると捉えております。

【水口会長】分かりました。ありがとうございます。他に何かございますか。

○特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書

【水口会長】 続きまして、特別支援学校小・中学部、小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書の採択基準について、事務局より案を説明してください。

【事務局】 (特別支援学校及び特別支援学級用一般図書の採択基準について説明)

【水口会長】 ご意見はありますか。不明な点等ありましたらご質問お願いします。

【馬島委員】 参考までにお聞きしたいが、一般図書が教科書として採用された場合に、今、小・中学校の教科用図書は、並行してデジタル教科書が出回っていて、実際、授業の中でデジタル教科書を活用しているのが現状です。特別支援学級や特別支援学校で一般図書を教科書として採択した場合に、それがデジタル化したものを活用できるのかどうか。例えば障害の種類によっては、音声教科書など、活用によっては今までだったらそれぞれの個性に、特性に応じた活用ができなかったが、デジタル化することによって、今までできなかったことができる、みたいなことがありますよね。それは教科用図書でもそういう面はあると思うが、そういうことに対する展望はあるのでしょうか。

【臼井幹事】 今ご指摘の点で、デジタル教科書になることによって、これまで一般図書でないと難しかった子が、教科書で学べる可能性は広がると思っております。ただ一般図書はあくまで一般図書ですので、それがデジタル化できるかどうかということは、どういうものを選ぶかにもよりますが、デジタル教科書になることによって、拡大であったり読み上げ機能であったり、色の反転であったり、様々な工夫がなされることによって、これまでは一般図書を使っていたが、先ほども例示がありましたが、下学年の教科書を使い、それをデジタルで使うことによってフォローできる、ということもあり得ますので、各学校等で、良さや活用状況を見ていきながら、採択をしていくということになるのではないかと思います。

【馬島委員】 ありがとうございます。

【水口会長】 今のことに関連して、または他のことについてご質問等ございますか。それでは採択基準について、(案)の通り決定してよろしいでしょうか。
(全員一致で賛成)

(休憩)

③選定に必要な資料について

○小学校用教科書

【水口会長】 短時間で多くの種目を扱いますので、説明と質疑を4～5種目ずつ、3回に分けたいと思います。平均しますとそれぞれ8分ずつの時間配分になります。ご協力をお願いします。初めに、国語、書写、社会、地図帳の小学校用教科書の選定に必要な資料について、事務局より案を説明してください。

【事務局】 (国語、書写、社会、地図の4種目について説明)

【水口会長】 ただいま説明のありました4種目の観点について、いかがでしょうか。
(少し時間をとり、目を通していただく)

【熊谷委員】 国語、社会を見ているが、今の学習指導要領に示されている、例えば社会科の2の(3)の観点のところでは、児童自ら課題をもち、主体的・対話的に学習できるように工夫されているか、という観点になっています。他の教科でも主体的・対話的という言葉が観点の中に入っている教科もあれば、国語のように、2の(3)の観点でいくと、児童の言語活動を踏まえて、全体を通して主体的な学習を促す工夫がされているか、というように、多少違いがあって、対話的という言葉が入っていたりいなかったりする、というのは、意図的なものがあるのでしょうか。

【水口会長】 今ご質問があったように、例えば社会科ですと2の(3)のように主体的・対話的に学習という文言が入っているものに対して、国語の、2の(3)だと必要な技能を身に付けるとか、必ずしも一致していなかったり、少し表現が違ったりしているのですが、このような観

点の表現や表記の違いというのは、何か意図するものがあるということなのでしょう。

【臼井幹事】ここでご意見をいただいて、ここは主体的・対話的という言葉を入れておいた方がいいのか、というご意見が出れば修正するということもありうると思っております。国語が主体的な学習とっているのは、恐らく国語の学習が言葉を扱っている学習ですので、子供たちが話をしないことは恐らくないだろうということで、あえて主体的と国語は強調しているのか。あるいは、他教科を見ていきますと、全く触れられていない教科も若干あったり、あるいは17ページの音楽のように、主体的・創造的という言葉、教科特性でしょうか、あえてそういう言葉を入れている教科もあったり、ということでございまして、そのあたりも見ていただいて、ある程度こういう言葉は統一的に入れておいた方がいいのではないか、というご意見を今日いただき、皆様そうだ、ということであれば、修正するという事は、この会でいただいた意見で行えることである、と思っております。

【水口会長】今事務局からお話がありましたように、この観点の表現の内容については、今日この場で、話し合いをして、ある文言については共通して入れていった方がいいとか、教科の特性があるから必ずしもそうしない、という場合もありますが、いかがでしょうか。

【水口会長】表現の文言については、今国語、社会だけなので他の教科も見た後で検討してもよいかと思われま。今の文言以外で何かご質問ありますか。

【木村委員】12ページ、社会の3の(4)の、社会に見られる課題への配慮がなされているか、の意味は、社会的問題について取り上げられているかという意味か、それともコンプライアンス的に問題ないか、という意味なのか。多分前者ではあると思いつつ、配慮という言葉がどういうことなのかと思いましたが、質問させていただきます。

【臼井幹事】この点について、今ご指摘いただいたように多少不明確、人によって受け取り方が違うような懸念があるようでしたら、例えば、こういう文言を入れておいたらどうか、というご意見をいただければと思います。

【水口会長】例えばどのような文言であったら、不明瞭にならずに伝わりそうでしょうか。

【木村委員】社会的な問題を取り上げる配慮がなされているか、そういった形でしょうか。

【水口会長】社会的な問題を取り上げる配慮がなされているか、ということでしょうか。

【細江幹事】前回の教科書採択の際にこれが基盤となっていて、必要な修正をして出てきています。1回目の採択基準の観点を作る際は、基本的に学習指導要領の文言をもってきて作っているはずだと思っております。私は社会科ではないのですが、社会に見られる課題、という文言は、恐らく社会の学習指導要領で使われている言葉でここにもってきた。思い付いている言葉を書いている、ということは少ないので、そこを確認した上で、検討修正した方がよろしいかと思っております。言葉については、学習指導要領を確認した上で回答したいと思っております。

【馬島委員】社会に見られる課題、の解釈が抽象的だというのは、私もご指摘いただいてなるほど思ったのだが、隣の地図帳のところを見ると、3の(3)、そこは、変貌する現代社会の姿や課題、と少し具体的になっていますよね。社会がどんどん変化していく、でも変貌する現代社会の姿っていうのは、社会の行政とか政治とかといったものも含まれるし、もっとジェンダーだとか人権だとか、結局みんな入ってしまいますよね。同じ社会科で教科書と地図帳と似たような項目に関わることで、その辺も含めてご検討いただければと思います。

【水口会長】社会に見られる課題、というのが文科省から示されたものであるか、確認できますか。

【事務局】事務局で今確認しておりますので、他の点を進めていただければと思います。

【水口会長】地図帳の3の(3)はそのままでよろしいでしょうか。

【馬島委員】関連があると思うんですね。どう解釈するか。地図帳と教科書は密接な関係ですので、要するに教科書の(4)と地図帳の(3)とで解釈が違うようなことになってしまうと関連性がなくなるので、その辺は統一性をもたせた方がよいかと思っております。

- 【水口委員】順序としては、「社会に見られる課題」がいかかなものか、ということを確認して、それを踏まえて改めて文言はどうか、ということです。他のことで何かございますか。
- 【臼井幹事】「社会に見られる課題」の確認が取れました。学習指導要領の学年の目標でそのまま使われている言葉でしたので、それを全部使ったと。先ほど細江幹事からあったことかと思えます。付け加えて、これが学習指導要領あるいは解説で使われている言葉でありますので、恐らく調査員は、この言葉の意味を学習指導要領の定義に基づいて解釈して、調査の資料を作成する、ということになるかと思えます。
- 【水口会長】これについては「社会に見られる課題」という言葉が、どういう文脈でどういうことを意図して使用されているかということは、照合すればある程度分かることなので、4番目の地図帳の3の(3)で「変貌する現代社会の姿や課題への配慮がなされている」、こちらが先ほどのような指導要領等の中に含まれている文言であるかどうかということですが、改めて確認いただければ。
- 【臼井幹事】今確認しておりましたが、地図帳の方にあります「変貌する」という言葉に紐付いて「現代社会」という言い方は、小学校の学習指導要領では解説していないということがございます。恐らくこれは、当時これを決めるときに付けた言葉なのではと思われま。
- 【水口会長】「現代社会の姿や課題」という言葉はありますか
- 【臼井幹事】「現代社会に見られる」とか「現代社会に見られる課題」といったような言い方は見られますが、この文言そのものの言い方はしていないということがございます。
- 【水口会長】では、地図帳3の(3)であれば「変貌する」は割愛して、「現代社会に見られる課題」であればよろしいでしょうか。
- 【臼井幹事】恐らく地図帳のところで「姿」という言葉を入れたかったのだと思えます。現代社会がどうなっているのかなということとそこに見られる課題、とこの二つの趣旨を含んでいられると思われまので、現代社会に見られる課題への配慮と言ってしまうと、現代社会の姿が見えるかということの趣旨が、若干薄れてしまうかという懸念がございまして、この言葉を、現代社会は変貌していくことは、ある意味当たり前である時代になっていまいので、「変貌する」を取って、「現代社会の姿や課題への配慮」は一般用語としては決して不適切ではないかなとは思われま。
- 【水口会長】今、「現代社会の姿や課題への配慮がなされているか」に変えてはどうか、というご提案がありました。いかがでしょうか。
- 【馬島委員】逆に私は分からなくなってしまうと、例えば教科書だったらいろいろ社会の課題に配慮するというのは、表現を表現でごまかす、と言ったら変ですが、こういう見方もあるけど、一方で、こういう風に主張する人たちもいる、みたいな形で、例えば、どちらかに偏らないように配慮は教科書の文言でできると思うのです。地図帳で配慮するってどういうことなのか、例えば今、国境はしょっちゅう変わってきますよね。国際的に独立が認められているところは、はっきりとやってもいいんだろうけど、例えば喫緊のことでいえばウクライナは、ロシアが一方的に併合してこれはロシアだと主張している地域はあるけれども、それはウクライナはウクライナだと言っている。それを例えば配慮するというのが、地図帳はこれを視覚的に表さないといけないのに地図帳で配慮するとは、一体どういうことだろう、点線で書くということか。
- 【臼井幹事】地図帳で配慮するのは、よくあるのは何年何月時点のどここの資料です、と限定をかけて出すというのがよくある形で、どここの誰がこれを言っているか、という話になると、例えばこの島を書いていいかいけないか、どこに線を入れるか、といった複雑な問題になりますので、何年時点のどここの資料に基づいてこれを出しますということ。
- 【馬島委員】それは配慮ではなくて、文章書いたり、論文を書いたり、本を書いたり、公に文章を書くときは当然のことです。それと配慮とは別のことなのでは、という気がしてしまうのですが。
- 【臼井幹事】私が申し上げましたのは、配慮の一例でございますから、どのような配慮をしているか

というのは教科書会社で作ったものを調査員が見て、「ああこのような配慮があるんだな」と、いろんな配慮がありうるということであって、配慮の中身はここで限定する必要はないので。

【馬島委員】調査員の方難しいだろうなどは思いますけど。

【水口会長】きれいな文言になりにくいこともあるので、調査員の方が調査の結果をお話しされるときに、ちょっとこの点分かりにくい、ということを変えたり、修正も出てくるかと思いません。

【水口会長】地図帳の3の(3)ですが、観点として3の(3)の文言は「現代社会の姿や課題への配慮がなされているか」と修正するというのはいかがでしょうか。

(全員賛成)

ここをこのように修正するというので、他には何かございませんか。

【鈴木委員】23 ページの特別支援学校小・中学部及び特別支援学級のところで、観点のところ、4番のところをどう考えるかというところですが、一般図書ですから絵本等になりますよね。これが発展的に配列されているかというところ、教科書のようにそうはならないかと思うのでどうでしょうか。見た時に、発展的に内容が配列されているかというところ、疑問を感じます。どう直したらよいでしょうか。それぞれの本を見て、発展的に配列されているかということの評価するときに、難しいと思いました。

【臼井幹事】ありがとうございます。これは教科書として使う一般図書になりますので、こういった特徴をもっているかということについて、調査員が調べることについては問題はないのかなと思っております。それを採択するかどうかは、それぞれの学校でそれぞれのお子さんの興味や関心や程度等で選んでいきますので、こういったものを重視するかしないか、ということは採択する側の権限でございます。こちらでは、そういった観点でも調査をしている、参考資料という意味でこの項目がある、という意味で捉えているところがございます。

【鈴木委員】ありがとうございました。

【水口会長】続いて算数、理科、生活、音楽に移ってもよろしいでしょうか。それでは、算数、理科、生活、音楽の4種目について、事務局より案を説明してください。

【事務局】(算数、理科、生活、音楽の4種目について説明)

(少し時間をとり、目を通していただく)

【水口会長】いかがでしょうか。特段ございませんか。

(特に意見なし)

それでは、続きまして図画工作、家庭、保健、外国語、道徳の5種目について事務局より案を説明してください。

【事務局】(図画工作、家庭、保健、道徳の4種目について説明)

(少し時間をとり、目を通していただく)

【水口会長】図画工作、家庭、保健、道徳についてご質問等ありますでしょうか

【小野委員】先ほど社会のところ、熊谷委員がおっしゃったようなところですが、確かにどの教科も主体的・対話的というところが多く、家庭科につきまして、そのような文言はないのかなという気がしているのですが、個人で追究していくようなイメージに捉えられます。例えば、生活を工夫する場面も、家庭生活のところ、出てくると思うのですが、SDGsなど取り上げられていると思うのですが、課題解決の部分では、主体的・協働的に取り組むものなのでは、と思うのです。学習指導要領に合わせて書いていただいていると思うのですが、ないという捉えでいいのでしょうか。

【北村委員】家庭科の2番の児童の学習活動への配慮では、関心をもって追究し、と解釈すればいいのですが、3番の学習指導への配慮の部分では、主体的に相互に関わりながら活動できる、この相互に関わりながらという点が、児童の活動への配慮のところでは、どれを指しているのかなと感じたことと、それも踏まえて、一番最初にも話題に出たことですが、国

語と家庭科については対話的という言葉が使われていないのは何か意味があるのかなというところ、生活科の伝え合う、国語は相互に関わり合い、対話的と使わない理由があるのかなと疑問に感じました。

【水口会長】主体的・対話的のフレーズは道徳まで終わったところで全体をまとめて、SDG sとは別かなと。

【小野委員】前回、中学のところ、少し見たものですから、課題解決の場面が設定されるのではないかと思うのですが、そこを追究していくというような学習活動の場面ということで、SDG sということではないです。

【水口会長】他に何かございますか。

【熊谷委員】19 ページの家庭科の細かい文言の違いですが、2の(2)は身近な家庭生活の問題、3の(2)は児童の家庭生活や地域の行事等の関連と、使い分けているんですね、児童の家庭生活と身近な家庭生活と。

【水口会長】この家庭科の領域における使い分けについて、調べていただいています。

【熊谷委員】理由があればいいと思うのですが、確かに児童の家庭生活の問題という変な感じもしますし、身近な家庭生活の問題、という一般的な家庭生活の問題なのか、と思いました。違いはあるような気はするのですが。

【事務局】身近な家庭生活、という「身近な」という言葉や「児童の」という言葉は学習指導要領には記されてございません。「家族」とか「家庭生活」という言葉は学習指導要領の中にございます。

【水口会長】「家族」や「家庭生活」という言葉は、フレーズとしてカバーされていますが「身近な」とか「児童の」という言葉は必ずしもセットで載っていないということですね。2の(2)で、「身近な」のところを家族の問題、あるいは3の(2)の、「児童の」を取って家庭生活や地域の行事等にする、と云えばどうですかね。2の(2)の家庭生活は使用しても問題ないですかね。2の(2)の「身近な」を割愛、3の(2)の「児童の」を割愛であれば、間違えることはないですね。

【木村委員】2の(2)は一般的な問題というニュアンスで、3の(2)は児童そのものの、あなたのという意味で、そういう捉えであるとすれば、そこを割愛してしまうとニュアンスが違うのかと思います。

【水口会長】文言の精査をして確認した結果きちとしたものであり、調査する際に間違わないように、ということで、「身近な」とか「児童の」という言葉がついていけばいいのでは。いかがでしょうか。ここについてはこのままということでもよろしいでしょうか。

(全員賛成)

【水口会長】この後特別支援の前に、主体的・対話的、という文言を統一して入れるのがよいのか、あるいは現状の使用している教科とそうでない教科があって、それは教科の特性によるのかという点について話をし、ひとつ区切りを付けたいと思います。

【熊谷委員】総則に主体的・対話的、という言葉が入っていて、教科ごとに教科書を見ていく観点の中に、中身として主体的・対話的な学習、という観点の中に、特に対話的という部分のことが教科の特性に応じた表現で入っていれば、必ずしも同じ文言でなくてもいいと思います。国語でいうと対話的、だけど家庭科でいうと、というようにそういうニュアンスに当たる言葉がどこかに入っていればいいのか、と想ったりしたのですが。

【水口会長】今お話しいただいた通りでいきますと、国語には入っていて、書写についてはストレートには入っていない、社会は入っていて地図帳にはストレートには入っていない、算数は入っていて、理科も入っていて、生活と音楽はストレートには入っていない、家庭、体育にはストレートには入っていない状態だと思えます。

【熊谷委員】体育は入っていますね。

【水口会長】入っていない教科の中で、少し変えた方がいいのではという教科がありましたら、ご意見をいただければいいかと思えます。

- 【馬島委員】私は何十年も前に教壇に立っていた頃に、数学とか理科というのは、答えは一つだという教科だった。だけど今算数や理科は、答えが一つとは限らないという、学び方が全く変わってきていますよね。教師がこういう授業をする、教師がこう組み立てる、教師がこういう教材研究をする、主語が教師だったものが、今は子供がどう学ぶ、子供が何を学ぶ、というように変わってきている。脱線して申し訳ないが、地元の小学校の先生の書いた本の中の話だが、「リンゴは二つだった、家族5人で分けるにはどうしたらいい」という問題を出した。子供たちはほとんどの子が分数を使って、何等分すればいいと答えを出したが、ある一人の子が、「うちのばあちゃんは歯が無くてリンゴは食べられない」と言った。だからその子が出した答えは、リンゴをすべてすりおろして五等分するんだという、その子に先生が花まるをあげるのですが、感動したんです。今求められている教育はこういうことなんだろうなど。一つの答えを導き出すのにやり方が二つあるよ、というのは対話的とは言わない。今こういうところに対話的という言葉が入ったことに感動しています。国語に改めて対話的という言葉を入れなきゃいけないのか、今まで何をやってきたのか、そんなことを思う一方で、国語に対話的がない、算数や社会や理科にあって国語に対話的を入れなくていいのか、複雑な思いであります。国語から対話を取ったら何が残るんだというところがあって。意見です。
- 【水口会長】科目によって違いというのはあると思うのですが、主体的・対話的というのがない科目があって、この文言では難しいのではないかとこの科目があれば教えていただければと思います。
- 【小野委員】これは2回目ですので、1回目の時に精査されてきているのだと思います。学習指導要領に合わせて作られてこられたと思う。教科の特性によって違うと思いますので、これでいいと思っています。
- 【水口会長】現状の文言での設定で、今のままで進めていこうと思いますがいかがでしょうか。ここはちょっと分かりにくいので、というのがありましたら。
- 【熊谷委員】代案はないですが、対話的という言葉が入っていない教科があれば、検討していただいとあとは教科にお任せするというところでいいですか。
- 【臼井幹事】今のこの原案のままでご了解いただいた場合、この後、調査員を集める会議が設定されて、この会でこういったことが話された、ということを説明する際に、こういったことが話題になっているんだ、こういうご指摘がありました、ということを伝えるとともに、全教科統一して、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をしましょう、ということを文科省は言っておりますので、そういった趣旨に照らし合わせて、その言葉をストレートに使っていく教科もあるし、別の言い方で触れるような言い方をしている教科もあるけれども、どの教科も共通の意識をもってやってくださいということをお伝えして、この観点で調査していくということは可能かと思えます。
- 【馬島委員】表記について。全ての教科に共通していて、読みやすさに工夫されという言い方は、国語的に言えば、読みやすさが工夫され、または、読みやすさに工夫がなされ、とか。読みやすさに工夫され、が読んでいてすごく引っかかって、学習指導要領に書いてあるのであればいいのですが。表記がひっかかります。
- 【臼井幹事】今ご指摘の通り、読みやすさに工夫がなされ、というような修正でこの場でご了解いただければ、そのように修正したいと思います。
- 【馬島委員】もう一つ。児童にとって、ということにつなげるとしたら、～されており、とか。文としてはその方がちゃんとした文になっているという気がするのですが。されており、まで書いていただいたほうが日本語の表現としてよいか。

○特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書

【水口会長】次に特別支援関係の選定に必要な資料について、事務局より案を説明してください。

【事務局】（特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用

する一般図書の調査の観点、調査を行う一般図書について説明)

【水口会長】 特段ないようであれば、これを採用させていただきます。

(全員賛成)

【水口会長】 それでは、今回審議した採択基準及び調査の観点を基に、小学校用教科用図書及び一般図書を調査していただきます。調査員の作成した資料について、次回審議いただくこととなります。本日の内容は以上となります。全体を通して、お考え、ご要望等がございましたら、お出しいただければ幸いです。何かございますか。

【水口会長】 特にないようでしたら、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。